

# 第4章 ハコモノを導く

[公共施設再配置計画]

- I 構造及び期間 P66
- II 計画のコンセプトと位置付け P67
- III 方針に基づく将来イメージ P70

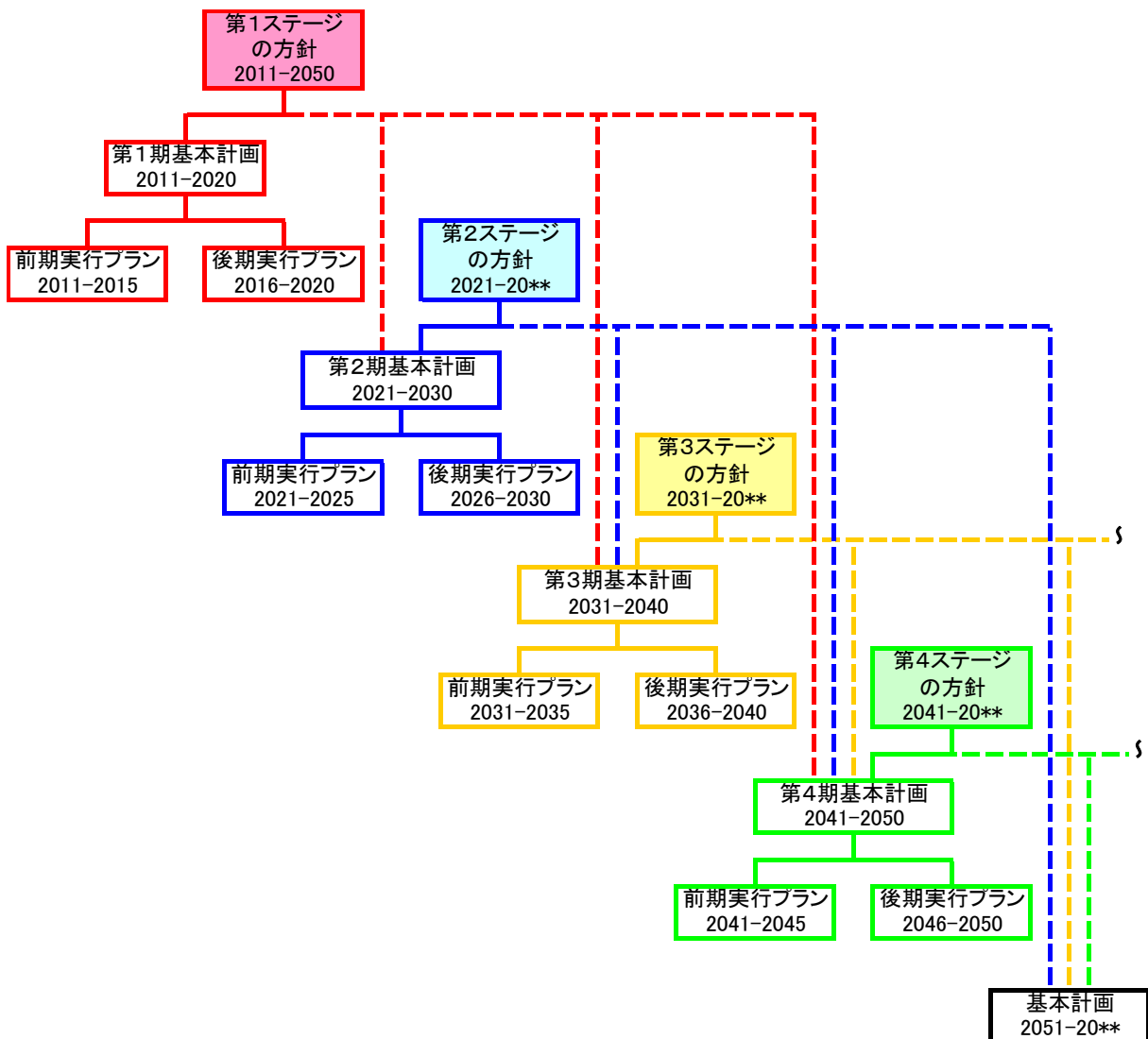


I 構造及び期間

本計画は、各種の試算結果や本市の公共施設の老朽化の度合い等を考慮すると、中長期的に、かつ継続的に見直しながら取り組んでいく必要があります。

したがって、次図に表したとおり、第1ステージとして平成23(2011)年度から平成62(2050)年度までの40年間を見据えた方針(第3章「公共施設の再配置に関する方針」)の下、10年ごとの基本計画と前後5年に期間を区切った実行プランの3層構造としますが、方針は、時代の情勢に合わせて、10年ごとに見直します。

【計画の構成図】



## Ⅱ 計画のコンセプトと位置付け

第1ステージでは、第1期から第4期の期間に、人口推計を基に次のコンセプトを置くものとします。

**機能はできるだけ維持しながら量を減らし  
持続可能な行政サービスを実現する**

また、再配置を進めるに当たり最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。

そこで、平成23(2011)年度を初年度とする秦野市の最上位計画である「秦野市総合計画」、及び公共施設の再配置と密接な関係にある「行革推進プラン」の中に本計画を位置付けるものとします。

これに加えて、施設所管部局が定める施設整備や運営などに関する計画等との整合を図りながら、その上位計画として位置付け、実効性を確保するものとします。

また、基本計画及び実行プランの期間中には、計画の実行内容について、第三者による検証及び評価を行い、その結果を公表するとともに、次の基本計画又は実行プラン内に活かすものとします。

なお、計画の進行途中であっても、再配置に有効となる新たな施策については、随時計画に組み込むようにします。

**【秦野市総合計画基本構想(抜粋)平成23年3月】****第7 公共施設の配置、整備の方針**

少子高齢化と人口減少が進行する社会の中で、真に必要性の高い公共施設サービスを将来にわたり持続可能なものとするためには、長期的展望に立ち、施設のもつ機能はできる限り維持しながら総量を減少させ、持続可能な行政サービスを実現する公共施設の再配置を進めます。

このため、施設整備に当たっては、既存施設の多目的・多機能化を進めるとともに効率的、効果的な利活用を図るため、民間活力や地域の力、市民の力を生かした施設の管理運営を進めます。また、施設の計画的な改修、整備を行うことによって、安全性や快適性を確保した公共施設の長寿命化に努めます。

## 【新はだの行革推進プラン(抜粋)平成23年3月】

## 4 計画の基本的考え方

前述の経営理念を実現させるため、本プランは、次の基本的な考え方をもとに策定を進めます。

(1)・(2) 略

(3) 新総合計画・公共施設再配置計画と連携した計画推進  
(前略)

今後40年間の中長期的な視点から、本市の公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置と効率的な管理運営を実現し、将来にわたり持続可能な施設サービスの提供を目指す「公共施設再配置計画」の策定を進めています。その足がかりとして、平成20年10月には、公共施設に関する情報を広く共有し議論を深めるため、管理運営に係るコストや課題などを明らかにした「公共施設白書」を作成し公表しました。この公共施設の再配置は、健全な行政経営を行うための行財政改革の重要な手段であるため、その計画のうち、当面実施する項目については、本プランの中に位置付けます。

## 【第3次はだの行革推進プラン(抜粋)平成28年3月】

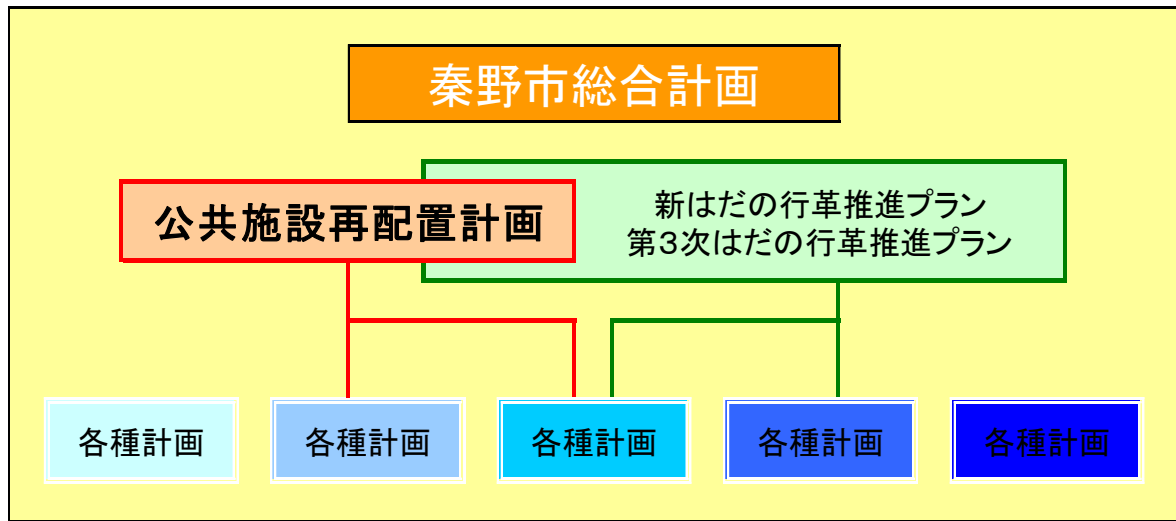
## 1 策定の趣旨

(1) 策定の目的  
(前略)

平成28年度を初年度とする秦野市総合計画後期基本計画に位置づけられている「行財政改革の推進」を着実に実行していくため、具体的な改革内容や実行年度を示す「第3次はだの行革推進プラン実行計画」を策定するものです。なお、「公共施設の再配置」も行財政改革の主要な手段であることから、「公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プラン」のうち、主要な事業については実行計画にも併記するものです。



【三計画の位置付け】

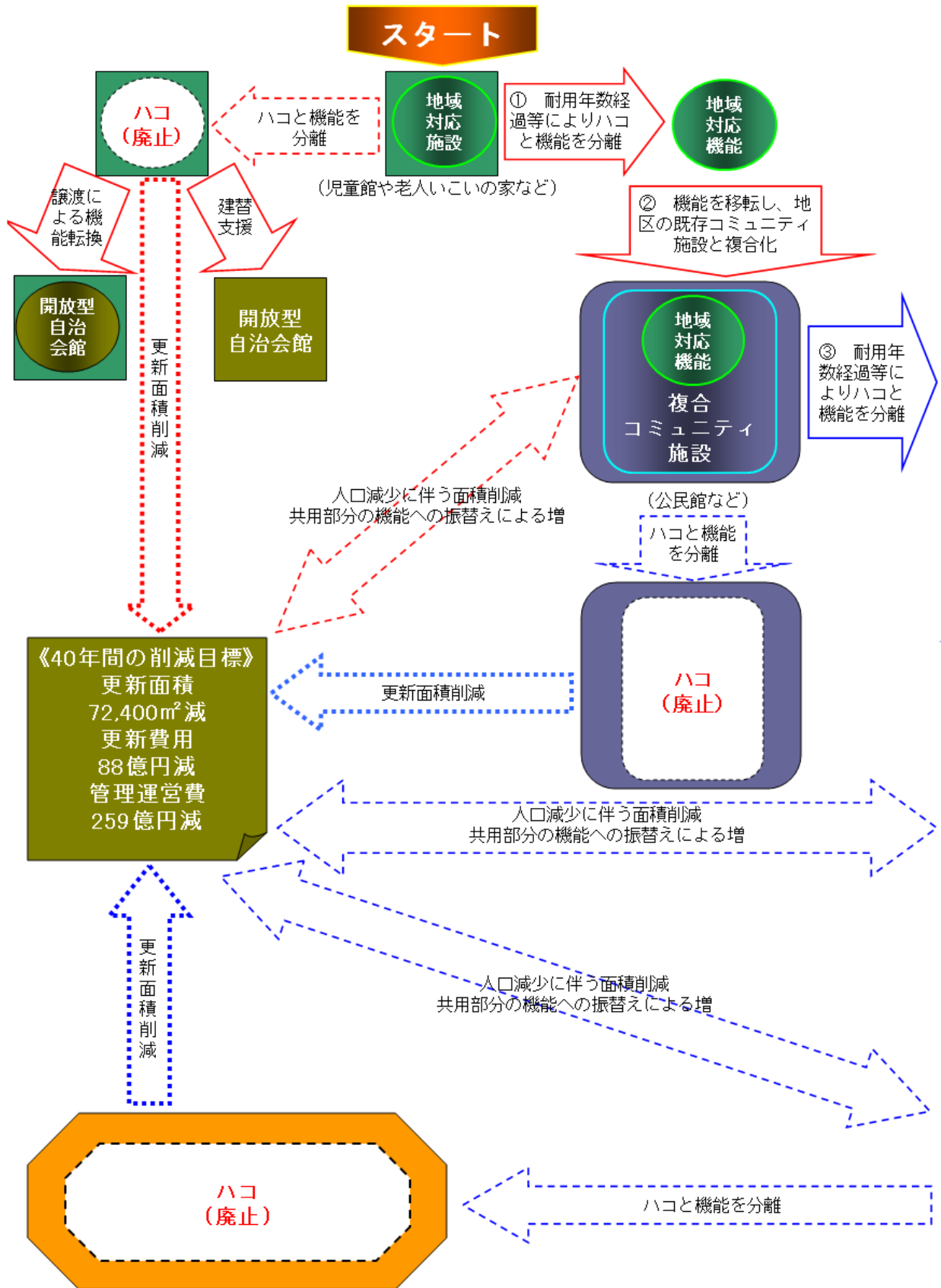


【三計画の期間等】

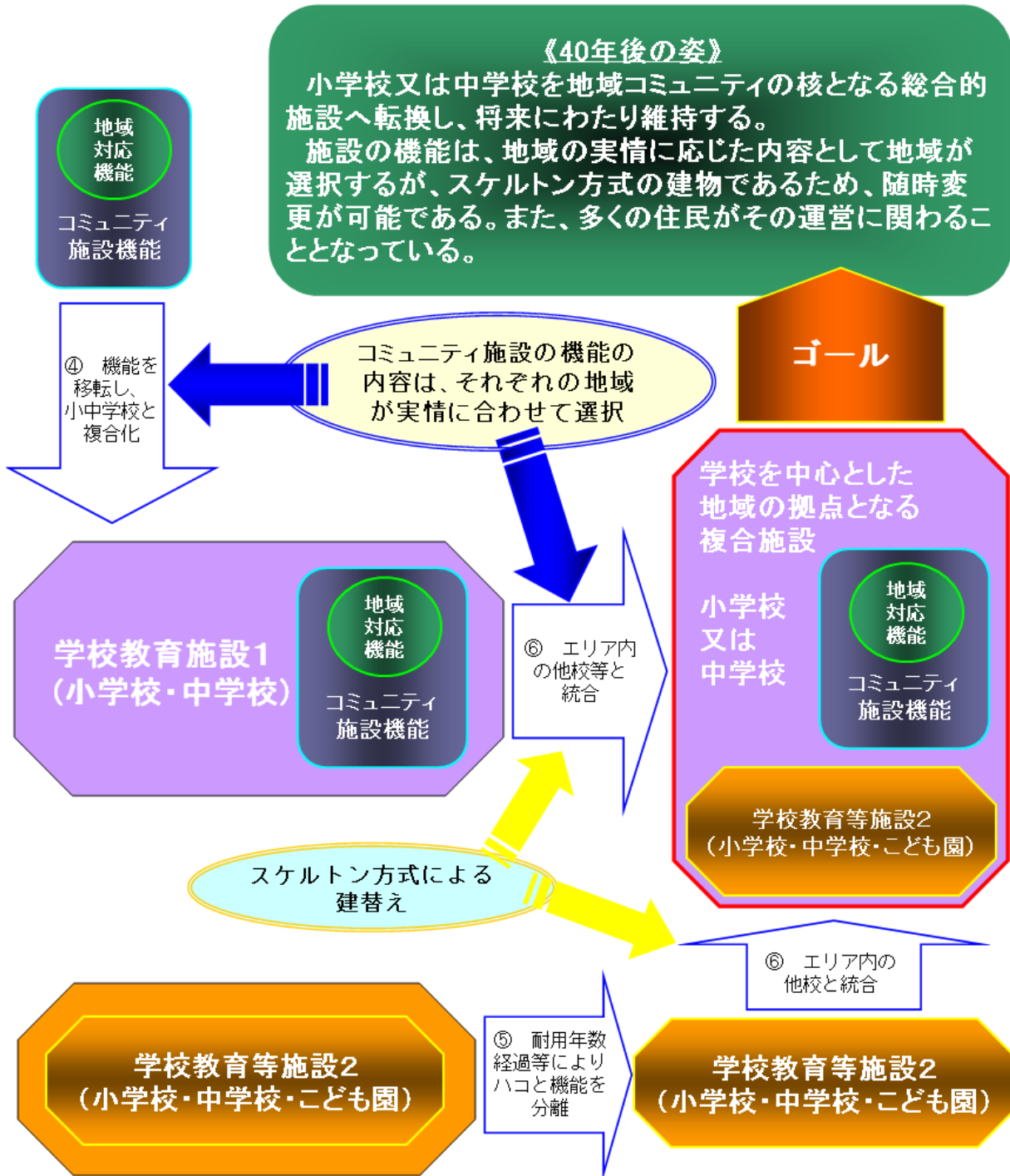
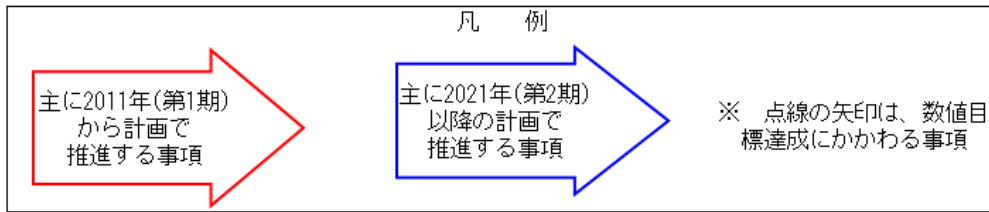
年度	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020
総合計画	← 基本構想 →									
	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				
行革推進プラン	← 新はだの行革推進プラン →					← 第3次はだの行革推進プラン →				
公共施設再配置計画	← 第1期基本計画 →									
	← 前期実行プラン →					← 後期実行プラン →				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>検証評価</span> <span>検証評価</span> </div>									

Ⅲ 方針に基づく将来イメージ

1 学校を中心としたコミュ



ニティ形成の基本パターン

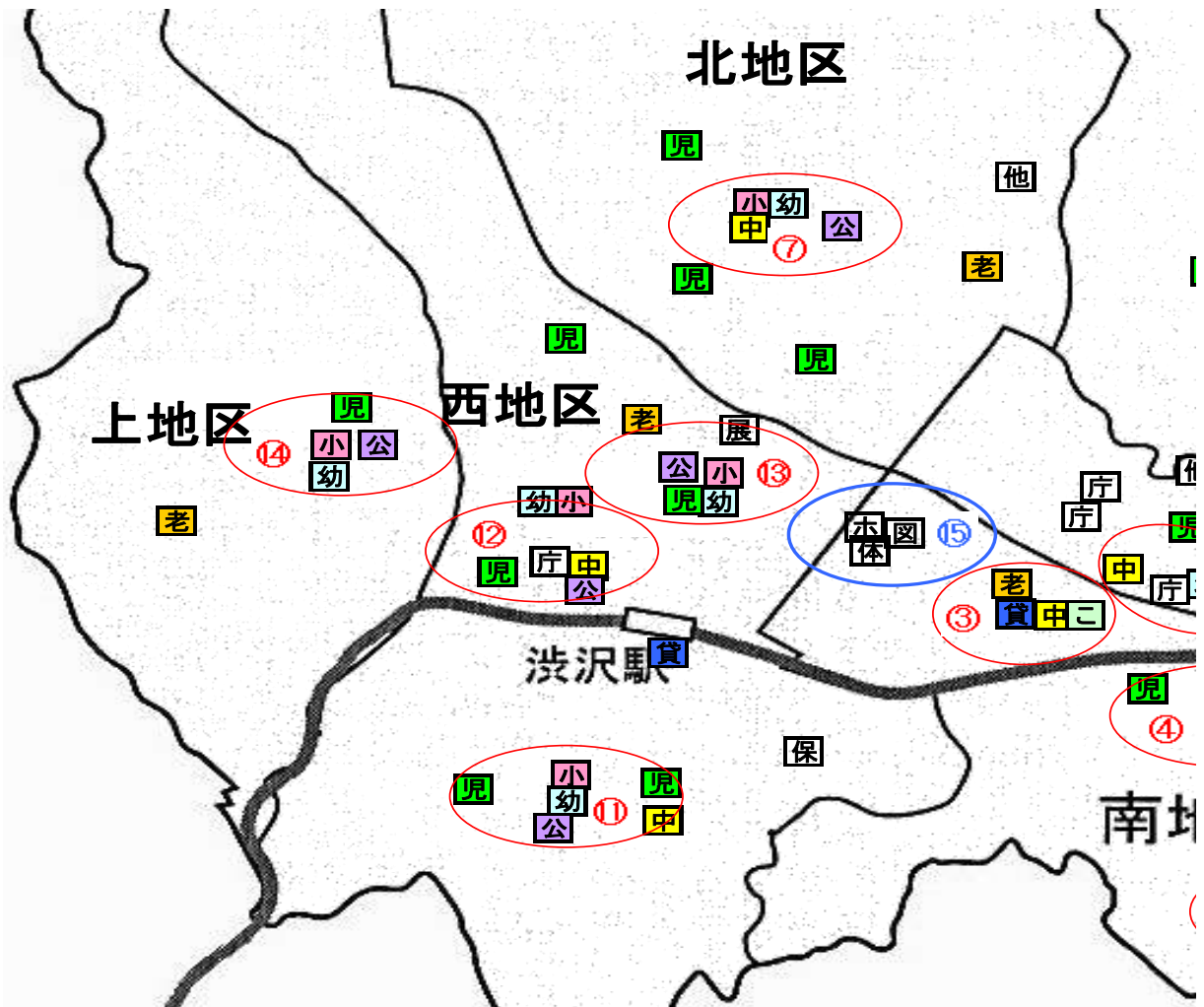


2 将来想定されるコミュニティ拠点の

【コミュニティ拠点形成に

- ① 現在の小学校又は中学校を中心として、小中学校の統合に加え、コミュニティ拠点としての機能を付加します。(現段階では、本市は、小中学校の廃止を行うことなく再配置を進められるため)
- ② ①により小学校又は中学校の敷地を利用した14の拠点を形成し、これに加えて、全市的対応エリアとして現在の中央運動公園付近を加え、15のコミュニティ拠点を形成します。
- ③ 2050年までに更新時期を迎える施設のうち、更新できない施設を維持するためには、公民連携による維持を前提とします。

《市域全体



凡 例

- |         |         |           |       |         |     |
|---------|---------|-----------|-------|---------|-----|
| 小学校     | 中学校     | 幼稚園       | こども園  | 保育園     | 公民館 |
| 児童館     | 老人いこいの家 | 図書館       | 文化会館  | スポーツ・健康 |     |
| その他貸館機能 | 展示施設    | 市役所・消防庁舎等 | その他施設 |         |     |

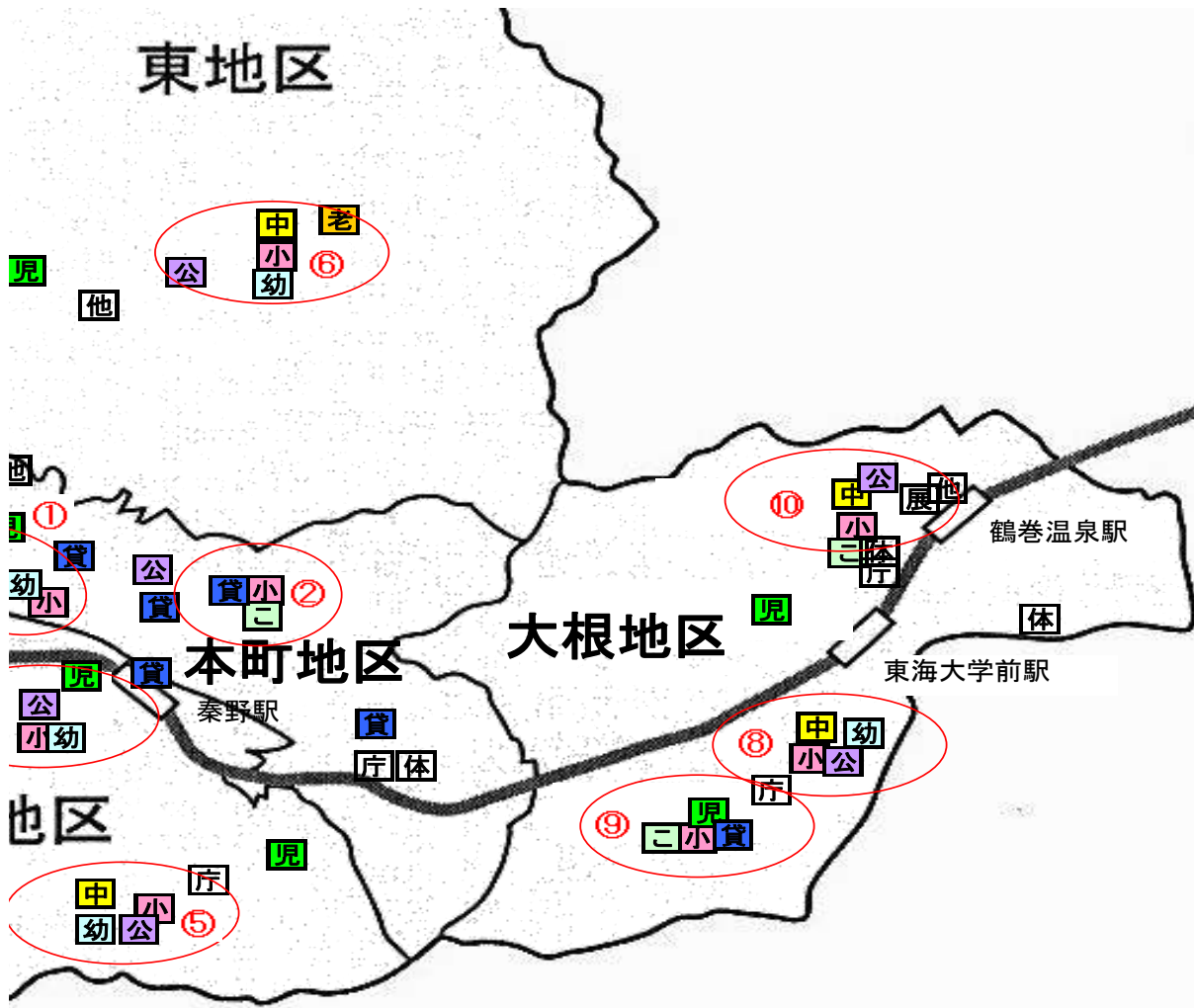


エリアとエリアごとの施設集約イメージ

当たって想定した条件】

- ④ 地域住民の利用が主となる施設については、直線距離でおおむね1キロメートルを超えての機能移転、機能補完は行いません。1キロメートル以内の場所に公共施設がない場合は、開放型自治会館で機能を補完します。なお、この場合、地区全体での機能低下を防止するため、拠点となる公民館等の施設に新たな機能を付加します。
- ⑤ 2051年以降に更新時期を迎える施設の機能に関しては、方向性を明示していません。(第2ステージ以降の基本方針において方向性を明示します。)

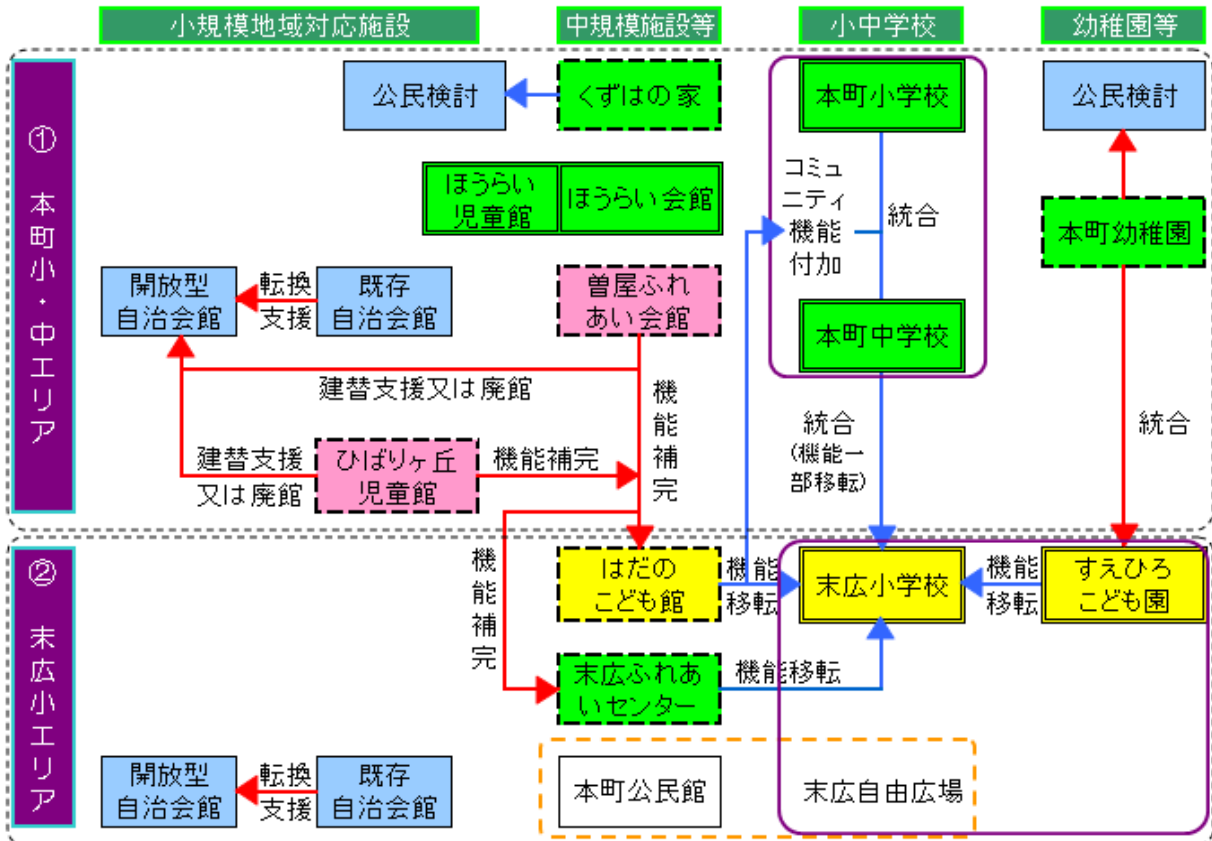
の配置図》



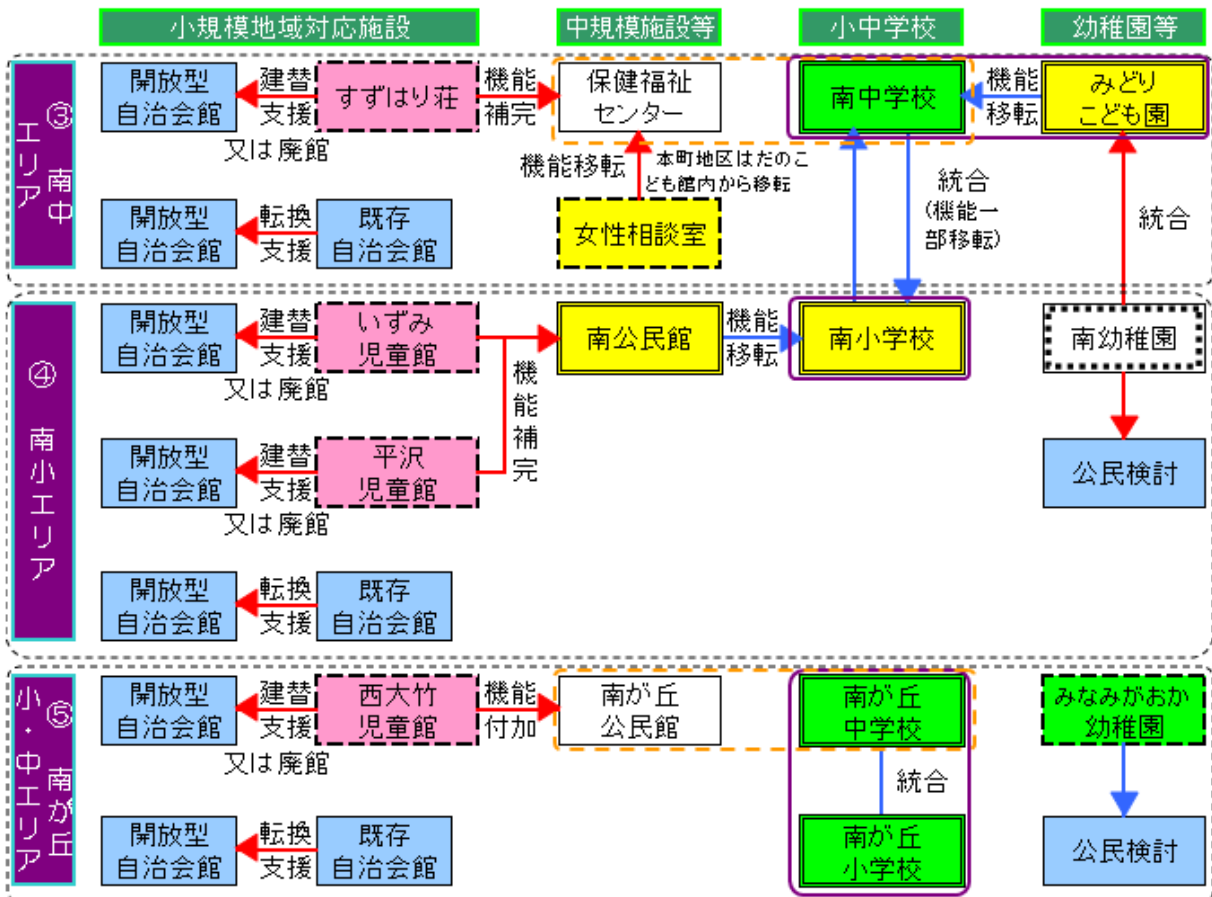
約 1 km  
 ※ 本図は、おおむねの位置関係を表したものであり、測量に基づく正確な位置を表したものではありません。



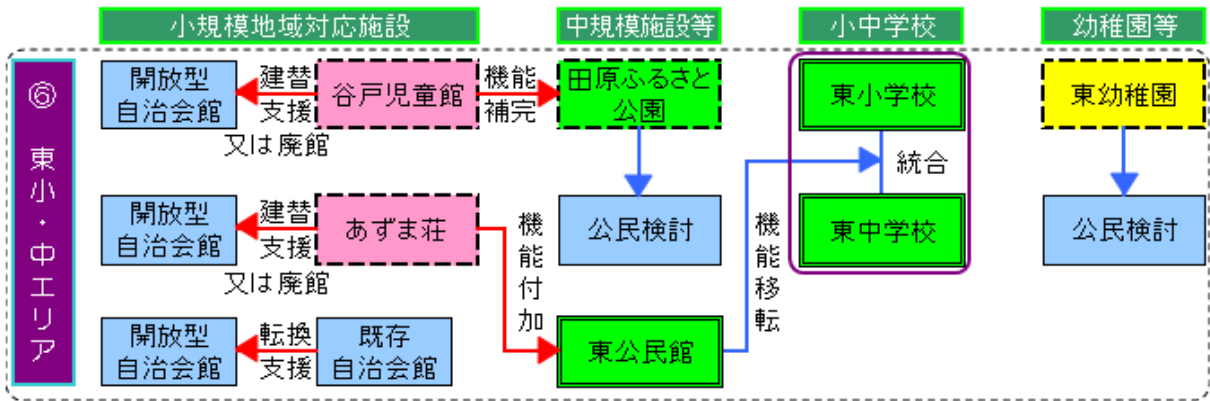
【本町地区】



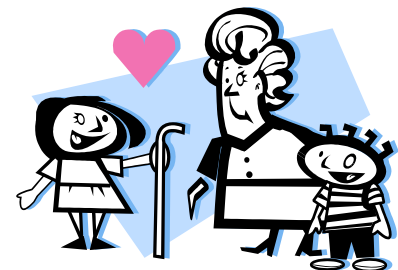
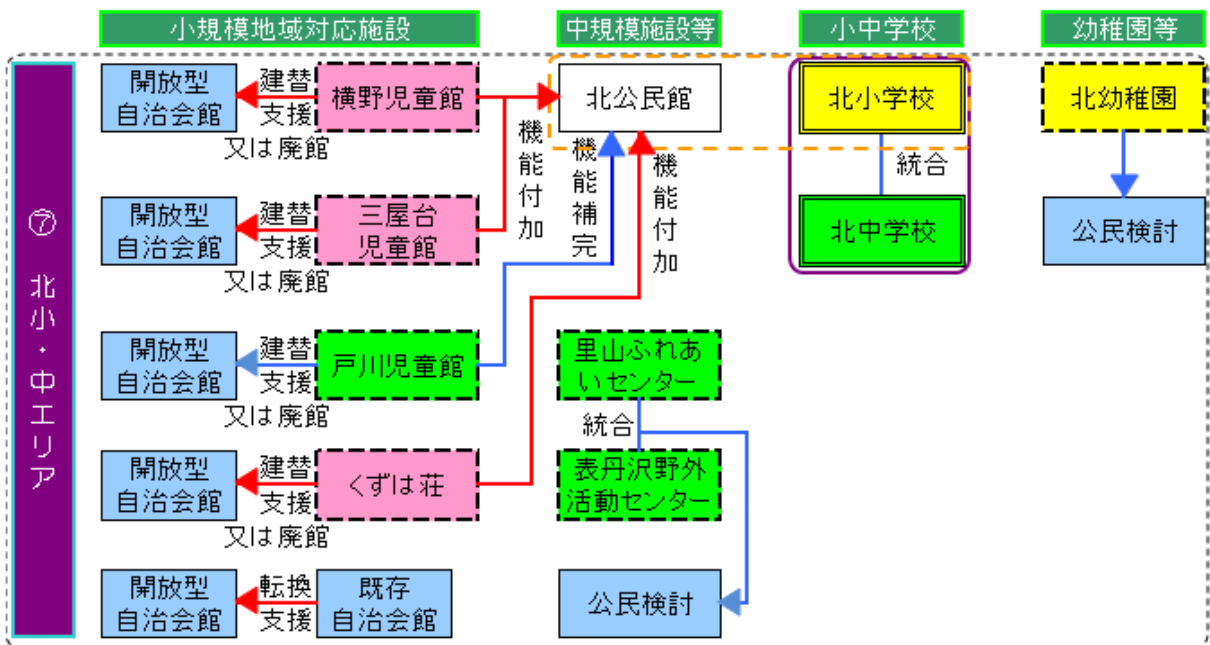
【南地区】



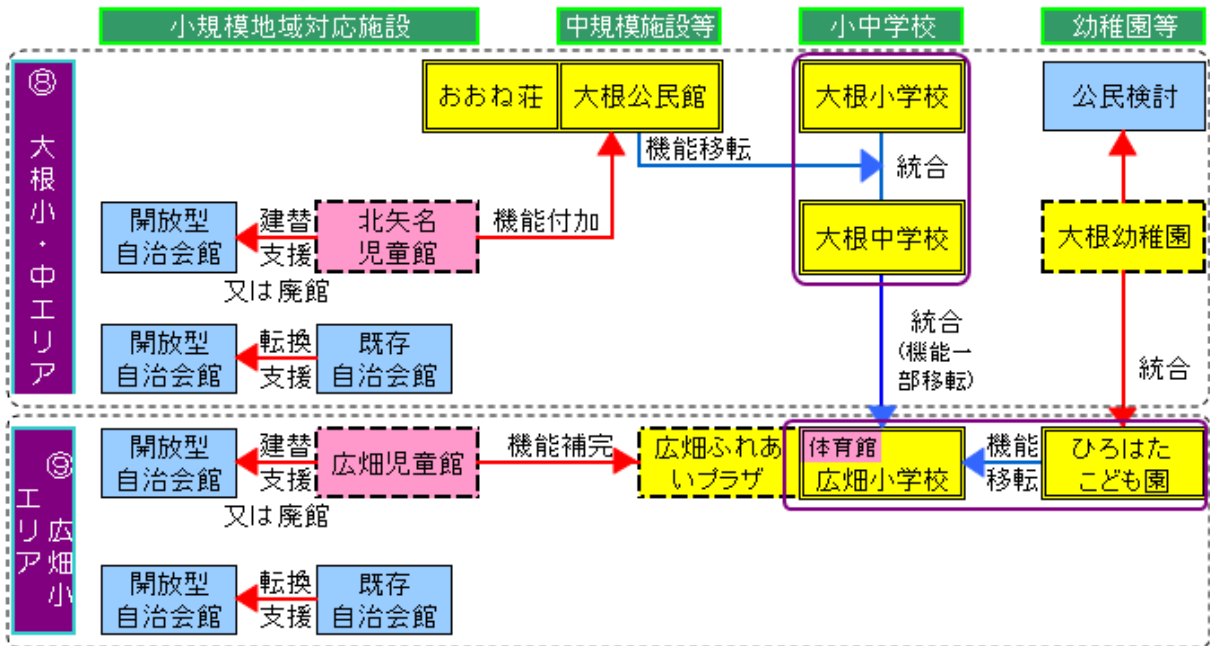
【東地区】



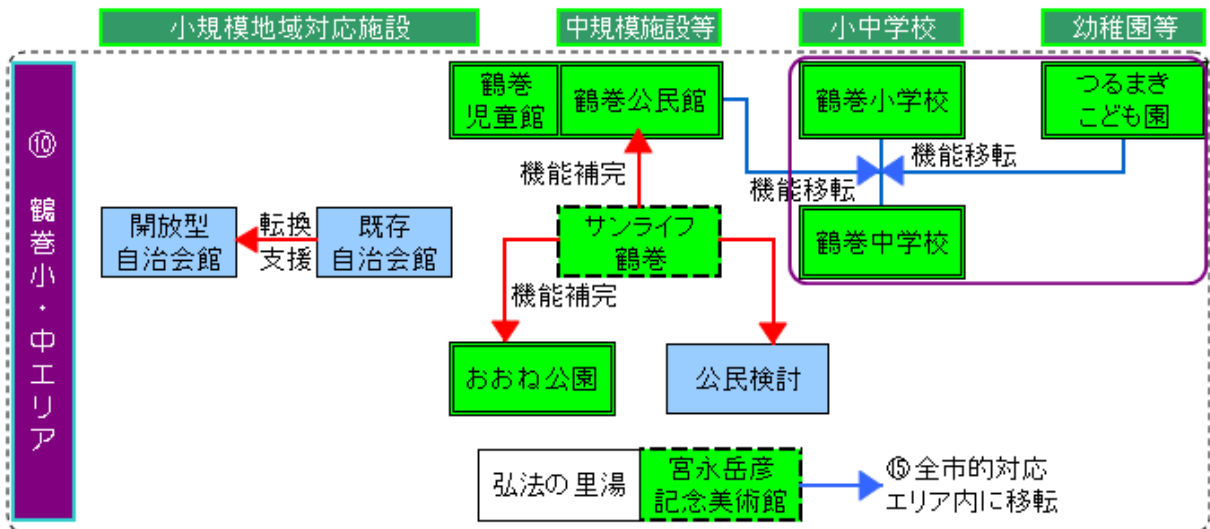
【北地区】



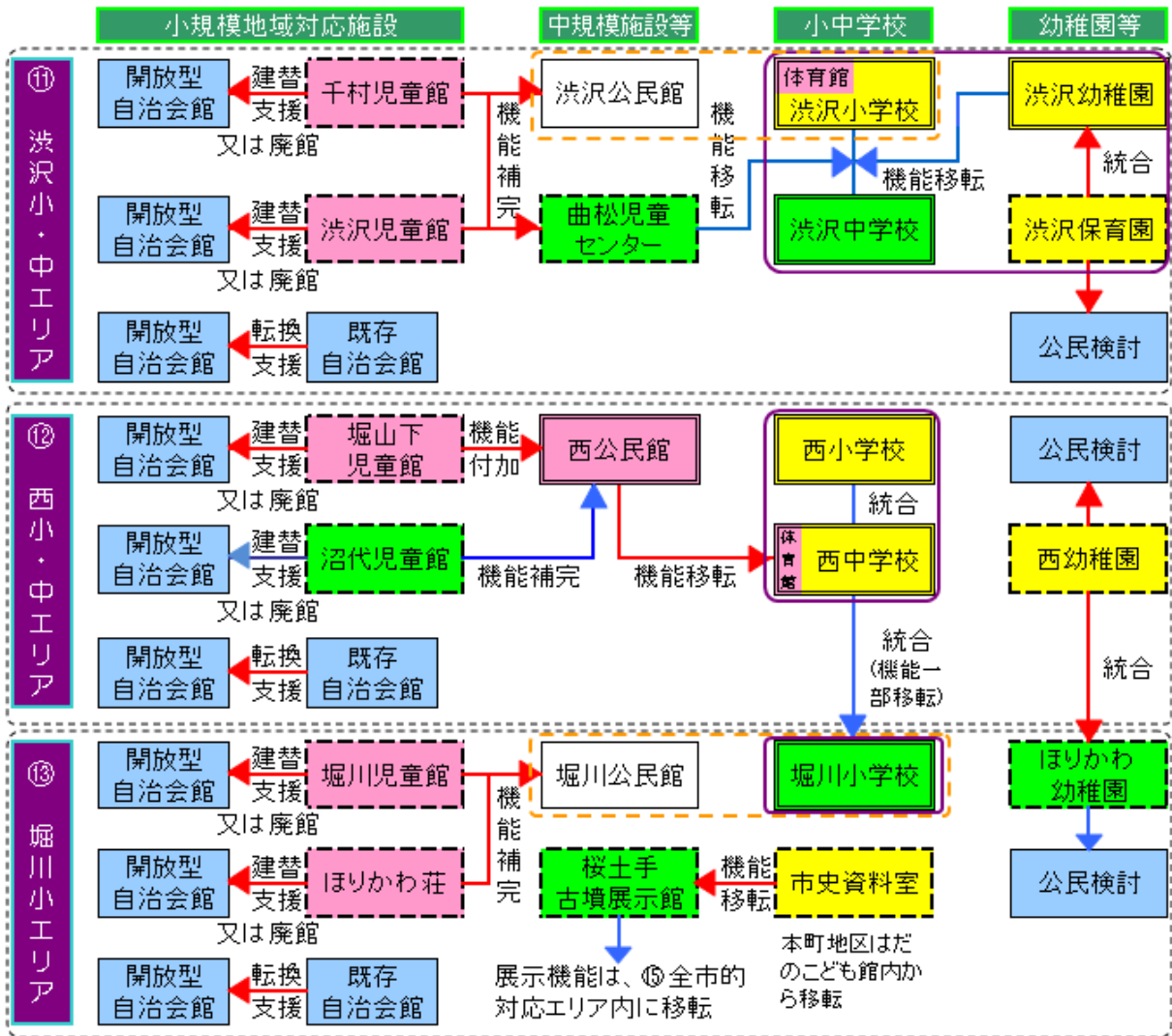
【大根地区】



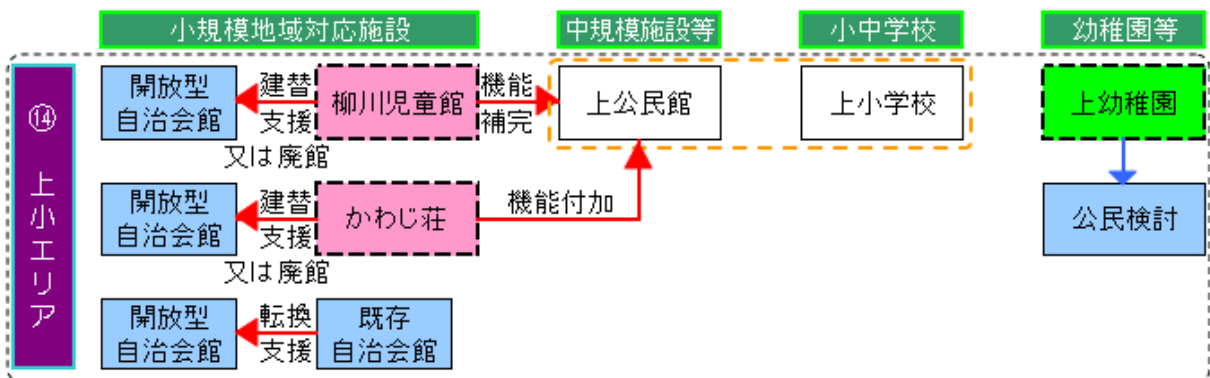
【鶴巻地区】



【西地区】



【上地区】



【全市的対応エリア】

